



定期第947号 令和8年5月19日発行

目次

※は県例規集掲載

【告示】

番号	表題	担当課名
252	大規模小売店舗立地法の規定による届出があった件	産業成長推進課
253	土地改良区の役員の退任及び就任について届出があった件	農山漁村振興課
254	土地改良区の清算人の退任について届出があった件	同
255	指定公金事務取扱者に公金事務を委託した件	生産基盤課

【病院局告示】

番号	表題	担当課名
4	特定調達契約について随意契約の相手方を決定した件	

【公安委員会規則】

番号	表題	担当課名
8※	徳島県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則	
9※	放置違反金等の徴収及び還付に関する規則及び徳島県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則	

【警察本部告示】

番号	表題	担当課名
3※	徳島県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の施行に関する規程の一部を改正する告示	

徳島県告示第252号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和8年5月19日から同年9月19日までに、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和8年5月19日

徳島県知事 後藤 田 正 純

1 届出の概要

(1) 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
三菱HCキャピタルエステートプラス株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番5号	北原 克哉

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ケーズデンキ沖浜店

所在地 徳島市沖浜東三丁目62番地ほか

(3) 変更事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
三菱HCキャピタルエステートプラス株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番5号	野々口 剛

変更後

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
三菱HCキャピタルエステートプラス株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番5号	北原 克哉

(4) 変更年月日

令和8年4月1日

2 届出年月日

令和8年4月23日

3 届出の縦覧

(1) 縦覧の場所

徳島県経済産業部産業成長推進課及び徳島市経済部経済政策課並びに徳島県経済産業部産業成長推進課ホームページ

(2) 縦覧の期間

令和8年5月19日から同年9月19日まで

4 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

(1) 意見書の提出先

郵便番号770-8570

徳島市万代町一丁目1番地

徳島県経済産業部産業成長推進課スタートアップ・経営支援担当

電話番号088-621-2367

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 意見の内容

ウ 意見を述べる理由

(3) その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県経済産業部産業成長推進課及び徳島市経済部経済政策課並びに徳島県経済産業部産業成長推進課ホームページにおいて公告の日から1月間縦覧に供する。

徳島県告示第253号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定に基づき、土地改良区の役員
の退任及び就任について届出があったので、同条第19項の規定により次のとおり公告する

。

令和8年5月19日

徳島県知事 後藤 田 正 純

- 1 土地改良区の名称
小川谷土地改良区
- 2 退任役員及び就任役員

役員名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所
理 事	大 谷 長 治		三好郡東みよし町昼間2614-2
同	米 本 武 文		同 2731-2
同	山 田 雅 洋		同 1595-1
同	天 野 佳 光	天 野 佳 光	同 3527
同	近 藤 嘉 貞		同 3427-1
同	安 宅 守		同 3217
同	高 田 富 貴		同 3105
同	住 友 光 弘		同 3183-2
同	幡 銚 和 信	幡 銚 和 信	同 3714-2
同	藤 田 國 元		同 足代903-1
同		垂 水 良 浩	同 昼間1544-1
同		白 杵 篤	同 3533
同		安 宅 賢 二	同 3368
同		安 宅 則 久	同 3253-1
同		島 本 清	同 3128-1
同		玉 木 道 正	同 3053-1
同		井 口 剛 志	同 3067-2
監 事	佐 藤 博 文		同 3176
同	丸 岡 隆 志		同 3238
同	岡 内 健太郎	岡 内 健太郎	同 811-1
同		米 本 昭 芳	同 2928-3
同		米 本 恭 助	同 2867-5

徳島県告示第254号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第18項の規定に基づき、土地改良区の清算人の退任について届出があったので、同法第68条第4項において準用する同法第18条第19項の規定により次のとおり公告する。

令和8年5月19日

徳島県知事 後藤 田 正 純

1 土地改良区の名称

若松土地改良区

2 退任清算人

氏 名	住 所
原 克 一	海部郡海陽町若松字原谷20番地5
西 脇 正	同 字江原43番地
土 澤 茂 利	同 字原谷40番地
谷 脇 武 彦	同 字築ノ本5番地
木 本 雅 章	阿南市羽ノ浦町宮倉南浦50番地1 サウスコート301号室

徳島県告示第255号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者に公金事務を委託した。

令和8年5月19日

徳島県知事 後藤 田 正 純

名 称	住 所 又 は 事務所所在地	委託した公金事務	指定年月日	委託年月日
徳島県漁港漁場 協会	徳島市万代町一丁 目1番地 (徳島県庁生産基 盤課内)	徳島県管理漁港施設 使用料徴収事務	令和8年3月 12日	令和8年4月 1日

徳島県病院局告示第4号

徳島県病院局財務規程（平成17年徳島県病院局管理規程第9号）第107条の規定により例によることとされている徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成8年徳島県規則第22号）第1条に規定する特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定により、次のとおり公示する。

令和8年5月19日

徳島県病院事業管理者 北 畑 洋

- 1 契約に係る特定役務の名称及び数量
徳島県立中央病院総合医療情報システム保守業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
徳島県立中央病院事務局医事情報担当
徳島市蔵本町1丁目10番地3
- 3 契約の相手方を決定した日
令和8年4月1日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
富士通 J a p a n 株式会社西日本公共ビジネス統括部（徳島）
徳島市かちどき橋2丁目29番地1
- 5 契約金額
127,027,450円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約による理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

徳島県公安委員会規則第8号

徳島県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則を次のように定める。

令和8年5月19日

徳島県公安委員会委員長 稲井芳枝

徳島県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則
徳島県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（令和2年徳島県公安委員会規則第4号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、徳島県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年徳島県条例第23号。以下「情報通信技術利用条例」という。）第8条の規定に基づき、条例等に定める公安委員会等に係る手続等について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語は、情報通信技術利用条例において使用する用語の例による。

2 前項に定めるもののほか、この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公安委員会等 徳島県公安委員会、徳島県警察本部長（以下「本部長」という。）及び警察署長をいう。
- (2) 電子署名 次に掲げるものをいう。
 - ア 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名
 - イ 政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名
 - ウ 地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の職責証明書に基づく電子署名
- (3) 電子証明書 申請等をする者又は公安委員会等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。

（対象となる申請等及び処分通知等）

第3条 この規則の規定により電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うことができる申請等及び処分通知等は、インターネットの利用その他の方法により随時公表するものとする。

（申請等に係る電子情報処理組織）

第4条 情報通信技術利用条例第3条第1項に規定する電子情報処理組織は、公安委員会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用

に係る電子計算機であって徳島県知事（以下「知事」という。）又は本部長が定める技術的基準に適合するものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

（電子情報処理組織による申請等）

第5条 情報通信技術利用条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等をする者は、公安委員会等が定めるところにより、次の各号に掲げる事項を、前条の申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。

(1) 申請等につき規定した条例等の規定において書面等に記載すべきこととされている事項

(2) 当該申請等を書面等により行うときに条例等の規定に基づき添付すべきこととされている書面等又は電磁的記録に記載され若しくは記録されている事項又はこれらに記載すべき若しくは記録すべき事項（前号に掲げる事項を除く。）

2 公安委員会等が指定するところにより電子署名を行うこととされている申請等をする者は、前項の規定により入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書（公安委員会等の使用に係る電子計算機から認証できるものに限る。）であって、次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。ただし、公安委員会等又は知事の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

(1) 商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項（これらの規定を他の条例等の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき登記官が作成した電子証明書

(2) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する署名用電子証明書

(3) 電子署名及び認証業務に関する法律第4条第1項の認定を受けた者が発行した電子証明書（前2号に規定するものを除く。）

(4) 前各号に規定するもののほか、公安委員会等又は知事が指定する電子証明書

3 公安委員会等は、申請等をする者が、第1項第2号に掲げる事項を入力する場合において、当該申請等をする者に係る前項第3号に掲げる電子証明書を送信するときは、当該申請等について規定した条例等の規定にかかわらず、当該申請等をする者に係る登記事項証明書であって、当該申請等をする者の名称、所在地、代表者の氏名若しくは資格を確認するために添付を求めているもの又は住民票の写しであって、当該申請等をする者の氏名、住所、性別若しくは生年月日を確認するために添付を求めているものに記載された事項の入力を要しないこととすることができる。

4 公安委員会等は、申請等をする者が、第1項第2号に掲げる事項を入力する場合において、当該申請等をする者の定款に記載された事項をインターネットを利用して公衆が閲覧することができる状態に置いている場合であって、公安委員会等が当該事項を確認するために必要な事項を当該申請等に併せて入力するときは、当該申請等について規定した条例等の規定にかかわらず、当該定款に記載された事項の入力を要しないこととすることができる。

5 条例等の規定に基づき同一内容の書面等を数通必要とする申請等をする者が、第1項

の規定に基づき当該書面等のうち1通に記載すべき又は記載されている事項を入力した場合は、その他の同一内容の書面等に記載すべき又は記載されている事項の入力がなされたものとみなす。

(氏名又は名称を明らかにする措置)

第6条 情報通信技術利用条例第3条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものは、電子情報処理組織を使用して行う申請等に記録された情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって前条第2項各号に掲げるものを当該申請等と併せて送信すること又は同項ただし書に規定する措置をいう。

2 情報通信技術利用条例第4条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものは、電子情報処理組織を使用して行う処分通知等に記録された情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を併せて公安委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することをいう。

3 情報通信技術利用条例第6条第3項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものは、電磁的記録により作成等が行われた情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を添付することをいう。

(処分通知等に係る電子情報処理組織)

第7条 情報通信技術利用条例第4条第1項に規定する電子情報処理組織は、公安委員会等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であって知事又は本部長が定める技術的基準に適合するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第8条 公安委員会等が、情報通信技術利用条例第4条第1項の規定により処分通知等を電子情報処理組織を使用する方法により行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべき事項を公安委員会等の使用に係る電子計算機から入力して行うものとする。この場合において、公安委員会等は、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を公安委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

2 公安委員会等は、前項の規定により入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信しなければならない。

3 公安委員会等は、処分通知等を受ける者が当該処分通知等その使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することが可能になったときから公安委員会等が指定する期限までに記録しない場合その他公安委員会等が必要と認める場合は、第1項の規定にかかわらず、書面等により当該処分通知等を行うことができる。

(電磁的記録による縦覧等)

第9条 公安委員会等が、情報通信技術利用条例第5条第1項の規定により電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行う場合においては、当該縦覧等に係る事項をインターネットを利用する方法、公安委員会等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類を備え置く方法により縦覧等を行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

第10条 公安委員会等が、情報通信技術利用条例第6条第1項の規定により電磁的記録の作成等を行う場合においては、当該作成等に係る事項を公安委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもって調製する方法によるものとする。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、条例等に定める公安委員会等に係る手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことに関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この規則は、令和8年5月21日から施行する。

徳島県公安委員会規則第9号

放置違反金等の徴収及び還付に関する規則及び徳島県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年5月19日

徳島県公安委員会委員長 稲井芳枝

放置違反金等の徴収及び還付に関する規則及び徳島県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則

(放置違反金等の徴収及び還付に関する規則の一部改正)

第1条 放置違反金等の徴収及び還付に関する規則（平成18年徳島県公安委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「を公安委員会の掲示板上に掲示して」を「により」に改める。

第3条第2項の次に次の1項を加える。

3 法第51条の4第7項に規定する措置は、弁明通知公示送達書（別記様式第4号）により行うものとする。この場合において、弁明通知公示送達書において指定される弁明書の提出期限は、同項後段の規定により通知が到達したものとみなされる日から起算して15日以内とする。

第4条を次のように改める。

第4条 削除

第6条第4項中「を公安委員会の掲示板上に掲示して」を「により」に改める。

別記様式第3号の（裏）を次のように改める。

1 早期に手続を終結させたい方へ(仮納付制度)

- (1) 今回の放置違反金の納付命令事案について、早期に手続を終了させたい方々のために、道路交通法第51条の4第9項の規定による放置違反金に相当する金額を仮納付する制度があります。
- (2) この制度によりあなたが仮納付を行った場合、後日、当公安委員会があなたに対して公示により放置違反金の納付命令を行うこととなりますが、仮納付した放置違反金に相当する金額が放置違反金の納付とみなされますので(道路交通法第51条の4第11項)、本件に係る放置違反金の納付について、あなたがそれ以上の手続を行う必要はありません。
- (3) あなたが仮納付を行った後、当該放置車両に係る車両の運転者が駐車違反の反則金を納付するなど、当公安委員会があなたに対して放置違反金の納付命令を行うことが適当でないと認めた場合は、仮納付した放置違反金に相当する金額は返還されます(道路交通法第51条の4第12項)。

2 仮納付の期限、場所及び方法並びに公示による納付命令の方法

- (1) 仮納付の期限は、弁明書の提出期限と同じ日(表面の「弁明書の提出期限」欄記載の日)です。
- (2) 仮納付の場所は、納入通知書記載のとおりです。
- (3) 仮納付するときは、同封の納入通知書に、表面の「予定される納付命令の内容」欄記載の金額を添えて納めてください。納入通知書の第1片は、領収証としてあなたに渡されます。
なお、分納はできません。
- (4) 公示による納付命令は、氏名ではなく、この弁明通知書の番号を徳島県公安委員会のホームページへ掲載し、及び徳島県公安委員会の掲示板(徳島県徳島市万代町2丁目5番地1徳島県警察本部庁舎前)に掲示して行います。

お問い合わせ先

〒770—8510 徳島県徳島市万代町2丁目5番地1
徳島県警察本部交通部交通指導課
電話 (088)622—3101

別記様式第4号中「第4条」を「第3条」に改める。

(徳島県暴力団排除条例施行規則の一部改正)

第2条 徳島県暴力団排除条例施行規則（平成23年徳島県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第4項中「別記様式第10号）を」の次に「公安委員会のホームページへ掲載し、及び」を加える。

附 則

この規則は、令和8年5月21日から施行する。

徳島県警察本部告示第3号

徳島県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の施行に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年5月19日

徳島県警察本部長 児玉誠司

徳島県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の施行に関する規程の一部を改正する告示

徳島県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の施行に関する規程（令和3年徳島県警察本部告示第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「徳島県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（令和2年徳島県公安委員会規則第4号）」を「徳島県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（令和8年徳島県公安委員会規則第8号）」に、「第12条」を「第11条」に改める。

第2条の見出し中「行う」を「する」に改め、同条中「第4条第1項」を「第4条」に、「行う」を「する」に、「同項」を「同条」に改める。

第3条中「第4条第1項」を「第5条第1項」に、「行う者が同項」を「する者が同項」に、「法令等」を「条例等」に、「行う者」を「する者」に改める。

第4条中「第4条第2項」を「第5条第2項」に、「が別に定める」を「の指定する」に改める。

第5条を削る。

第6条中「第6条第1項」を「第7条」に、「同項」を「同条」に改め、同条を第5条とする。

第7条を削る。

附 則

この告示は、令和8年5月21日から施行する。